JDA 九州ディベート大会規則(2015年1月9日改訂)

第1条(目的)

本規則は、JDA 九州大会の運営方法および、ディベーター、ジャッジ、大会運営者等の権利・義務を明確にすることにより、公正かつ円滑な大会運営に資することを目的とする。

第2条(論題)

論題は、別に定める。

第3条(側)

- (1) ディベートにおいて、二つのチームは、肯定側、否定側に分かれる。
- (2) 肯定側は、論題を肯定することをその役割とする。
- (3) 否定側は、論題の肯定を妨げることをその役割とする。

第4条(チーム構成)

- (1) チームには、四名までディベーターを登録することができる。
- (2) 登録されたディベーターは、すべての試合において、スピーチ又は質疑(以下「スピーチ等」とい
- う)を少なくとも一回行わなければならない。
- (3) 一人のディベーターは、立論、反駁をそれぞれ一回までしか行うことができない。
- (4) 前二項に違反するスピーチ等があった場合は、ジャッジは直ちに当該スピーチ等を中止させ、 当該スピーチ等を直ちに前二項の規定に合致するようにやり直させるものとする。

第5条(ジャッジ)

- (1) ジャッジは、ディベーターが試合中に提示した議論に基づき、試合の勝敗を決定する。
- (2) 複数のジャッジが同一の試合を判定する場合、各々のジャッジは独立して判定を行う。
- (3) ジャッジは、引き分けの判定を下すことはできない。
- (4) ジャッジは、予選においては、ディベーターのスピーチ等の内容を評価し、点数を決定する。
- (5) ジャッジは、専任のジャッジおよび大会参加チームのメンバーが担当する。
- (6) 専任ジャッジおよび参加チームメンバージャッジの1試合における票数は別に定める。

第6条(フォーマット)

(1) 二つのチームは、以下のフォーマットに従い、1 つのスピーチ等を1名が行う。

肯定側第一立論 6分

否定側質疑3分

否定側第一立論 6分

肯定側質疑3分

肯定側第二立論 6分

否定側質疑3分

否定側第二立論 6分

肯定側質疑3分

否定側第一反駁 4分

肯定側第一反駁 4分

否定側第二反駁 4分

肯定側第二反駁 4 分

- (2) 準備時間:各チーム8分(自チームのスピーチ等の前に自由に使用できる)
- (3) いわゆるロードマップ (スピーチ前に、スピーチの内容、順序を知らせること) は、スピーチ等の時間に繰り入れるものとする。
- (4) スピーチ等の時間が余った場合、ディベーターが終了を宣言した時点で、そのスピーチ等を終了する。
- (5) スピーチ等で余った時間を他のスピーチ等に回すことは出来ない。
- (6) チームの主要議論はすべて立論において提出するものとする。反駁において新たに提出された主要議論は「新出議論」として排除される。
- (7) 立論で提出された主要議論に関する反論や再反論となる個別の議論は「新出議論」には該当しない。
- (8) 新たな証拠資料は関連する個別の議論が行われるどのスピーチにおいても提出することができる。
- (9) 質疑時間において、質問者は質問のみを行い、議論の陳述を行ってはならない。
- (10) 応答は直前の立論を担当した者が行い、質問者の質問に誠実に答える義務がある。

第7条(スピーチ等の時間の計測)

- (1) スピーチ等の時間、準備時間の計測はタイムキーパーが秒単位で行う。
- (2) タイムキーパーは司会者もしくはジャッジが兼ねることができる。
- (3) 時間の誤計測が判明した場合は、主任ジャッジの判断により以降の計測において調整を行う。

第8条(証拠資料)

- (1) ディベーターは、スピーチ中に自らの議論の信憑性を高めるために、証拠資料を提示することができる。
- (2) 証拠資料としては、書籍、新聞、雑誌、カタログ、パンフレット等、紙媒体に記録されたもの、またはインターネット上で流布している情報で、日本国内において広くアクセス可能なものを使用することができる。
- (3) 口頭でのインタビュー、ラジオの録音、テレビの録画等、後日信憑性を調査するのが困難なもの、会員制のインターネットサイト、極めて配布地域が限定されたビラ等、他人のアクセスが制限されたものは、証拠資料として使用することはできない。ただし、同内容が広くアクセス可能な別媒体に記録されていることが保障される場合はこの限りではない。
- (4) 外国語の証拠資料を自ら訳出して使用する場合は、その旨明示しなければならない。
- (5) 証拠資料は、紙面または電子データとして記録されたものを試合中に読み上げることで提示される。出典の詳細等は、読み上げる必要は無いが、後に相手チーム、審査員、および大会運営者が、出典を調査するのに十分な情報を記載し、求められれば提示できるよう、準備しておかなければならない。
- (6) 試合中、上記出典情報が不十分と認められた場合、その証拠資料は、証拠としての効力を失う。
- (7) 試合中、証拠資料の歪曲・捏造が発覚した場合、ジャッジの判断により、その証拠資料を無かったものとみなすことができる。歪曲・捏造が極めて悪質と認められる場合、大会運営責任者の判断により、試合後に、その証拠資料を提出したチームの処分を決定する。
- (8) 上記処分には、そのチームの失格または無得点敗北を含めることができる。

第9条(入門大会としての配慮)

- (1) JDA 形式の試合の経験のないディベーターも参加し審査を含め体験することを目的としているので、試合中ディベーターはディベートの戦術や話し方には十分注意し、初心者にもわかりやすい議論を心がけるものとする。
- (2) 前項に反する議論が行われた場合、ジャッジは自らの知識と理解能力に基づき、「説明不十分」や「スピーチ等の理解不能」を理由としてその議論やスピーチ等を低く評価することができる。

第10条(その他)

- (1) 予選の方法など大会運営に関する詳細は別途定める。
- (2) 大会の運営者、ジャッジ、参加者、見学者は、時間を厳守するなど大会の円滑な運営に協力する。
- (3) 大会の運営に妨げとなる行為などがあった場合、大会運営者はその者に対し退場を求めたり、その者が所属する団体の参加チームに罰則を科したりすることができる。